



2022年2月9日

各位

会社名 株式会社電通国際情報サービス  
代表者 代表取締役社長 名和 亮一  
(コード番号 4812 東証第1部)  
問合せ先 経営企画本部 靱木 直人  
(TEL. 03-6713-6160)

## 当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

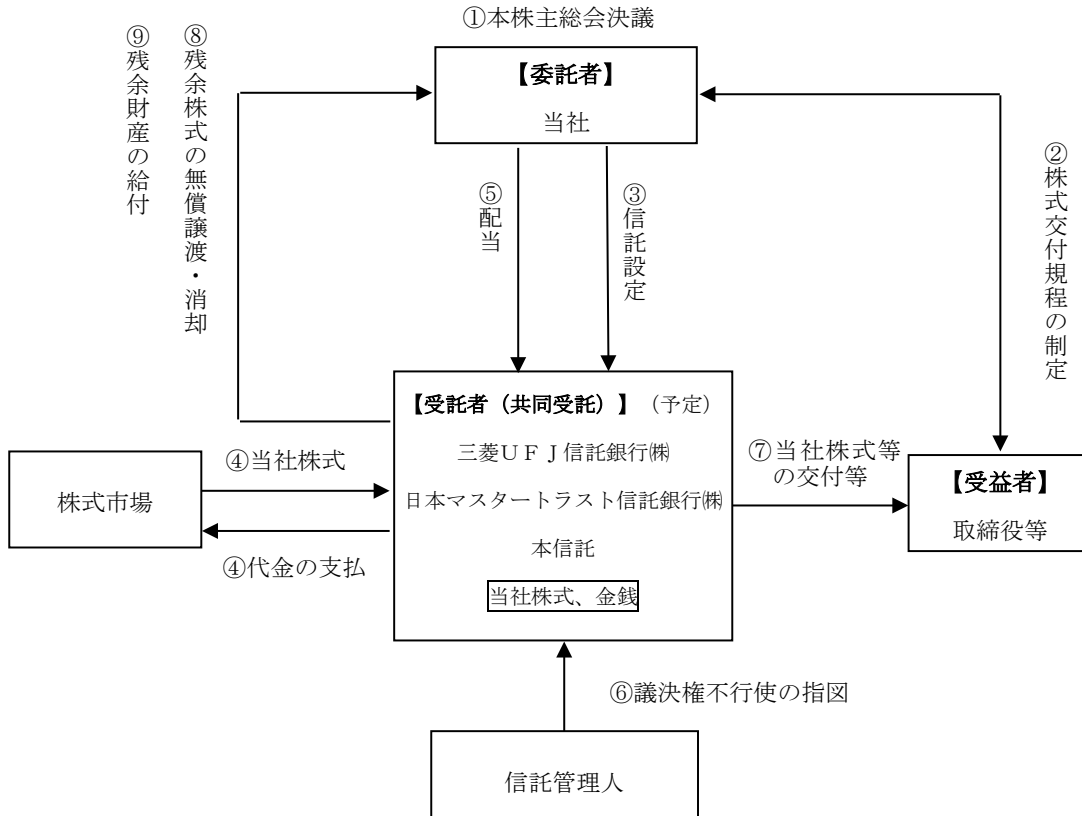
当社は、本日開催の取締役会において、取締役（非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下「業務執行取締役」という。）および執行役員（フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年3月23日開催予定の第47回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

- (1) ISIDグループはこのたび、2030年をターゲットとする長期経営ビジョン「Vision 2030」と、2022年から2024年までの3カ年を対象とする中期経営計画「ISID X Innovation 2024」を策定しました。「Vision 2030」は、企業理念の体現に向けて進むISIDグループの、2030年のありたき姿を描いたものであり、新中期経営計画は、Vision 2030の実現に向けて、3回の推進を予定している中期経営計画の第1回目という位置付けとなります。  
今般、上記中期経営計画の実現に向けて、業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成の意欲を高めることおよび取締役等の自社株保有の促進により株主の皆様との利害共有を一層進めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）を用いた株式報酬制度です。BIP信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付および給付（以下「交付等」という。）する仕組みです。
- (4) 当社は、親会社からの独立性を十分に確保し、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、親会社からの独立性を有する独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入については、指名・報酬委員会の審議を経ております。

## 2. 本制度の概要



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容にかかる株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受託者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等は、信託期間中、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、受益者要件を満たした場合に、かかるポイント数のうち、50%に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 対象期間（下記(1)に定める）における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※本信託内の株式数が、信託期間中に取締役等について定められる株式交付ポイント数（下記(5)に定める。以下同じ。）に対応した当社株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払に不足する可能性が生じた場合には、下記(7)の信託金の合計上限額の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の掲げる中期経営計画期間である3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、取締役等の役位および中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。当社は、本日開催の取締役会で、2022年から2024年度を対象事業年度とする新中期経営計画を決議し、本日、対外開示を行いました。なお、本信託の継続（下記(4)②に定める。以下同じ。）が行われた場合には、当該延長期間を対象期間とします。

#### (2) 本制度の導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の合計上限額、本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数および株式の交付条件の概要その他必要な事項を決議します。なお、本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、別途株式交付規程に定める受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、株式交付ポイント数に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

#### (4) 信託期間

##### ① 当初の信託期間

2022年4月（予定）から2025年5月（予定）までの約3年間とします。

##### ② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。

その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、株式交付ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

#### (5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位別月次報酬額を基礎として計算されるポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（当初の対象期間については2025年3月頃を予定）に、信託期間中に累積した基準ポイン

ト数（以下「累積ポイント数」という。）に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」という。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間の最終事業年度（2024年12月期）の業績目標達成度（※1）に基づき、当初の対象期間においては0～4.0の範囲で定めるものとし、その結果、株式交付ポイント数は概ね月次報酬額の0～12か月分相当の範囲となります（※2）。

※1 2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については、連結売上高、連結営業利益および連結ROEを業績評価指標とする予定です。2025年12月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の中期経営計画を基に別途取締役会において定めます。

※2 業績連動係数は、2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については0～4.0の範囲で定めるものとし、業績評価指標に掲げる目標値達成時の業績連動係数は2.4とします。2025年12月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、別途取締役会において定めます。株式交付ポイント数は、3年間の平均では概ね1事業年度あたり0～4か月分相当となります。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数（下記(7)に定める）を調整します。

なお、信託期間中に取締役等が退任（死亡した場合を含めます。）し、または海外赴任することとなった場合には、当該時点までに累積したポイント数を株式交付ポイント数として、交付等を行う株式数を決定します。

#### (6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たした取締役等は、対象期間の最終事業年度末日直後の5月頃（当初の対象期間については2025年5月頃。ただし、信託期間中に取締役等が退任した場合はその時点）に、株式交付ポイント数のうち、50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点で算出した株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点で算出した株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

#### (7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数は、本株主総会において決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 信託期間中に本信託に拠出する信託金の合計上限額

6億円(※)

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

② 当初の信託期間に本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数

19万5,000株(※)

※交付等が行われる当社株式等の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金および本信託から交付等が行われる当社株式の合計上限株数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与される株式交付ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(7)の本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(6)により取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ②信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与   |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                                      |
| ⑤受益者     | 取締役等のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）   |
| ⑦信託契約日   | 2022年4月（予定）  |
| ⑧信託の期間   | 2022年4月（予定）～2025年5月（予定）  |
| ⑨制度開始日   | 2022年4月（予定）  |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします  |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫信託金の上限額 | 6億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）   |
| ⑬株式の取得時期 | 2022年5月9日（予定）～2022年5月31日（予定）<br>（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日<br>から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場から取得   |
| ⑮帰属権利者   | 当社   |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を<br>控除した信託費用準備金の範囲内とします。                           |

以上